

## 5 佐藤英行議員

- 1 令和4年度町政執行方針について
- 2 岩内町における今後の職員体制は
- 3 岩内町総合振興計画における「歴史・文化」の振興とは



### 1 令和4年度町政執行方針について

木村町長から令和4年度町政執行方針が示されました。その中のいくつかの項目について質問します。

地域を支える経済力。

水産農林業や観光業などの産業間連携を重視し、新たな産業の創出・育成を推進していくための目標や方向性を明確にする産業振興プランの策定とあるが、どのような構成メンバーなのか、策定完成予定はいつなのか。

地場産業に対する技術サポート。

水産加工業へ経営安定化に向けた積極的な企業支援とは。

令和3年第4回定例会での私の質問に対し、輸入ニシン原料が不足する事態となり、町内の水産加工会社は代替原料として、ロシア産や道内産を利用していると答弁をいただいております。ロシアによるウクライナ侵略の事態を受け、ロシアに対する経済制裁が強まっております。

他国経由も含めて当町におけるロシア産のニシンの使用量は。

ロシア産ニシンの確保は、今後厳しくなると思われ、価格の高騰も予測されます。水産加工業の廃業も懸念されます。

このような事態になったときは水産加工業への経営安定化に対する積極的支援をするということなのか。

ゼロカーボンの推進。

本町の地域課題とは何を指すのか。地球温暖化対策実行計画の策定期間はいつなのか、どのように実行し実現に結び付けていくのか。

公園事業。

含翠園整備改修終了後、憩いの場として利用するために来る人たちの駐車場の確保は。

住宅対策。

用途廃止予定団地の除却を計画的に進めるとあるが、現在どのような計画になっているのか、その期間までの除草、衛生管理などの作業は。

新たな財源確保の取り組み。

ふるさと納税について、商品開発及びプロモーションに更なる磨きをかけると

あるがその内容は。

町独自のガバメントクラウドファンディングの実施の内容は。

**【答 弁】**  
**町 長：**

1 項めは、産業振興プランの策定における、構成メンバーと策定完成予定について、であります。

産業振興プランにつきましては、岩内町総合振興計画に掲げた5つの基本構想のうち、地域活性化の中心的施策である、地域を支える経済力の具体的目標である、活気あふれるまちづくりを、確実に前進させるため、具体的な産業振興策を策定していくものであり、その策定に向けた検討体制としては、現時点では、岩内商工会議所及び岩内観光協会、岩内郡漁業協同組合などの関係機関を中心とした検討会の設置を予定しているほか、必要に応じて、円山地域連携会議などの既存検討組織との連動、さらには、外部有識者の招へいや、役場庁舎内の関係部局職員による検討部会の設置も想定しているところであります。

また、策定完成予定につきましては、令和4年度中の策定を目指しておりますが、国の補助制度の利用も見込めることから、詳細については、今後、具体的な手法や検討項目など、関係機関と調整することとしており、流動的な要素も含んでおります。

2 項めは、地場産業に対する技術サポートについてであります。

水産加工業への経営安定化に向けた支援につきましては、町で実施している身欠きニシン高品質化試験の知見を道産ニシンで活用する試みや、地場産業サポートセンターに整備している加工機器等を通じた特産品の開発など、道内産水産物の有効活用に向けた支援に引き続き取り組んでまいります。

次に、当町におけるロシア産ニシンの使用量につきましては、岩内海産商協同組合によりますと、本年もコロナ禍の影響から、身欠きニシンの原料となるアメリカ産ニシン原料が不足していることを受け、町内の水産加工会社では代替原料として、ロシア産ニシンの取扱量を例年の200トン程度から、170トン増の370トンに増やし、既に今年の原料は確保しているとのことですが、来年以降のロシア産ニシン原料については、現時点では情勢が見通せないと同っております。

次に、水産加工業への経営安定化に対する支援につきましては、今後、ロシアに対する経済制裁の影響やアメリカ産ニシン原料の供給状況も懸念されることから、まずは、これまで以上に関係団体と連携して情報収集に努めるとともに、ニシン加工原料の確保と仕入れ価格の安定に向け、国や北海道に対し必要な要請を行ってまいります。

3 項めは、ゼロカーボンの推進について、本町の地域課題の内容と、地球温暖化対策実行計画の策定期間及び、どのように実行、実現に結び付けていくのか、についてであります。

本町の地域課題につきましては、岩内町総合振興計画の策定にあたり、町民ワークショップや町民アンケートを通じて洗い出し、SWOT分析を用いて分析したところ、下水道普及率が低いことなど、31項目のまちの弱みと、地球温暖化による自然災害リスクの増大など、34項目の脅威が抽出されております。

次に、地球温暖化対策実行計画事務事業編の策定期間につきましては、令和4年度中の策定を目指しているところではあります。その実行・実現にあたって、まず計画策定段階では、全庁にまたがる全ての行政事務・事業が対象となるため、計画の策定・推進に向けた体制づくりと職員理解が大変重要である

ことから、庁舎内での横断的な検討組織の設置や職員研修の開催などにより、計画の内容や策定の意義などの理解を深めながら取り進めてまいります。

さらに、計画策定後には、計画の実効性を高めるため、PDCAサイクルに基づき、各部署の取組の推進・点検・評価・見直しと、その進捗状況の公表を実施していくこととなります。

いずれにいたしましても、本町が実施している事務事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を一体的に推進し、町が具体的なその取組を民間事業者や地域住民に示すことにより、地域全体における温室効果ガスの排出量削減並びに、吸収作用の保全の気運を高めることに繋がることから、計画策定に向けて積極的に努力してまいります。

4項めは、含翠園整備改修後の駐車場の確保について、であります。

含翠園につきましては、岩内町総合振興計画、基本計画における拠点・ゾーン別の土地利用の方向並びに、コンパクトな市街地形成と活動軸の整備において、道の駅周辺から役場周辺までの中心拠点エリアに位置づけされており、町内外から訪れる人々が回遊したくなるような景観に配慮した魅力的な観光拠点施設としての機能も有しております。

このため、含翠園の駐車場整備につきましては、現行の原子力発電施設立地地域共生交付金を活用している整備計画には含まれておりませんが、観光客などによる公園周辺の路上駐車等も懸念されるため、一定規模の駐車場の確保が必要と考えていることから、今後、駐車場敷地の確保、規模、管理体制も含め検討してまいります。

5項めは、住宅対策についてであります。

岩内町公営住宅等長寿命化計画における現時点での用途廃止予定団地の除却計画につきましては、令和4年度が、改良住宅東相生団地、令和5年度から6年度にかけて島野B団地、令和7年度から8年度にかけて改良住宅相生団地、令和9年度から11年度にかけて南栄団地、令和12年度が、高台団地及び東宮園団地の簡易耐火構造平屋建、令和13年度が、西相生団地、令和14年度が、東相生団地となっております。

次に、除却工事着手の期間までの除草、衛生管理についてであります。

用途廃止予定となった団地につきましては、定期的な見回りによる現状確認を行い、可能な範囲で草刈りや危険箇所への補強、撤去等による対応を実施しているところではありますが、用途廃止予定団地全てを定期的に、かつ、完全に管理することは、難しい実情があるものと認識しております。

しかしながら、用途廃止予定団地を適正に管理することは町の責務であり、管理が疎かになり、放置される状況は回避しなければならないことから、所管する町民生活課が中心となり計画的な作業日程と必要な人員を確保し、可能な範囲で除草作業等を実施してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、近隣住民の方々への公衆衛生上の問題や防犯上の影響等が生じないよう生活環境の保全などに十分配慮しながら、用途廃止予定団地の適切な管理に努めてまいります。

6項めは、新たな財源確保の取り組みについてであります。

本町におけるふるさと納税の取組につきましては、本年度で6年目を迎え、ここ数年の寄附額は前年度を上回る内容で推移しております。

しかしながら、寄附額は、他の自治体に比べ未だ低く、先進地の取組から見えてくる本町のふるさと納税事業は、返礼品の品揃え不足をはじめ、興味を持ち続

けてもらうための情報発信が十分ではないなど様々な課題を有しております。

こうしたことから、令和4年度における取組として、商品開発につきましては、ふるさと納税制度における事業者や生産者の理解を深めることにより、新規事業者の取り込みも含め、新たな地場製品の発掘を強化してまいります。

また、寄附者の多様なニーズに十分に対応していくため、定期便商品の開発をはじめ、保存にも便利な小分け商品なども設定していくことで、リピーターの増大につながる取組を展開してまいります。

プロモーションにつきましては、他の自治体との差別化を図り、寄附者の興味・関心を引く情報発信が重要であることから、本町独自の強みである海洋深層水などの地域素材の魅力やストーリーをはじめ、商品製造における事業者のこだわり、原材料産地やアレルギー物質をはじめとした食品表示など、より深掘りした情報を盛り込むことにより、寄附者に安心して選ばれる返礼品づくりに取り組むとともに、寄附受付サイトの充実化をはじめ、ふるさと納税に関心のある方々へのピンポイントで情報を発信するウェブ広告などのデジタルツールを活用した情報発信を展開してまいります。

次に、町独自のガバメントクラウドファンディングの実施内容につきましては、市町村等の自治体が行う寄附制度であり、自治体が抱える課題解決のため、寄附金の使い道をより具体的にプロジェクト化し、そのプロジェクトに共感した方々から寄附を募る仕組みとなっております。

主な活用事例といたしましては、災害復旧や環境改善等、緊急的な財政措置に対するものが多くありますが、最近では、子育て施策や文化財保護など、多くの共感や賛同を得る事ができる事例も増えており、その内容も新たなハード整備や修繕、運営などのソフト面と、多岐に渡っております。

こうしたことから、本町といたしましても、新たな財源確保の手法の一つとして着目し、現在、岩内町ガバメントクラウドファンディングの活用指針の策定を進めており、指針策定後には庁舎内で、共感性の高い事業の選定を戦略的に行い、次年度の予算編成に盛り込むための準備を進めてまいります。

## < 再 質 問 >

産業振興プラン、多分中身の濃い、範囲の広い産業振興プランと思われます。  
この策定において、構成メンバーに一般公募はしないのでしょうか。

**【答 弁】**

**町 長：**

策定に向けた検討体制につきましては、現時点で、関係機関を中心とした検討会、既存検討組織との連動、外部有識者の招へいや役場庁舎内の検討部会の設置などを想定しておりますが、一般公募につきましても、今後の具体の手法や検討項目などと併せ検討してまいりたいと考えております。

## 2 岩内町における今後の職員体制は

国からの地方行政改革で自治体職員の定員の適正化が求められ、2005年小泉内閣期に発出された、地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針を起点とした行政改革により、地方自治体職員数の減少を余儀なくされました。一方で住民からの行政サービス需要は増加・多様化してきました。三位一体改革などで、正職員削減圧力、一方での行政サービス需要増、そして財政のひっ迫という状況下で臨時・非常勤職員の活用が出てきました。そして2020年4月から新たな非正規公務員制度、会計年度任用職員制度が始まりました。

1. 会計年度任用職員の制度が始まってから、年度ごとの岩内町費職員、フルタイム勤務者、パートタイム勤務者の人数とその比率の推移は。

2. 会計年度任用職員の賃金の支出科目は。

第2期岩内町人口ビジョン・総合戦略で将来人口の目標が設定されています。しかしそれは、今後の取組次第で達成可能という数字であり、一方で国立社会保障・人口問題研究所の推計は大変厳しい人口推計をしております。

3. 人口減のなかで住民サービスの充実を図っていくためには、どのように職員体制を考えているのか、町費職員と会計年度任用職員の比率は。

4. 経常収支比率の人件費比率はどの程度が適当と考えているのか。



## 【答 弁】

### 町 長：

1 項めは、会計年度任用職員制度が始まってからの、岩内町費職員、フルタイム勤務者、パートタイム勤務者の人数と、その比率の推移についてであります。

会計年度任用職員制度を施行した令和2年度以降で、町費職員は、各年度4月1日現在の人数で、会計年度任用職員は、各年度ごとに採用した総数でお答えいたします。

令和2年度は、町費職員159名で比率は59%、フルタイム会計年度任用職員は13名で比率は5%、パートタイム会計年度任用職員は98名で比率は36%、令和3年度は、町費職員157名で比率は57%、フルタイム会計年度任用職員は4名で比率は1%、パートタイム会計年度任用職員は114名で比率は42%であります。

なお、パートタイム会計年度任用職員は、一般事務職員のほか非常勤保育士や放課後児童支援員、学習支援員などを含めた人数となっております。

また、比率の推移につきましては、町費職員の比率に大きな変わりはなく、フルタイム会計年度任用職員の比率は下がり、パートタイム会計年度任用職員については、新型コロナウイルス感染症ワクチン業務従事者や選挙事務従事者などの任用により比率が上がっている状況となっております。

2 項めは、会計年度任用職員の賃金の支出科目についてであります。

フルタイム会計年度任用職員は、2節給料、パートタイム会計年度任用職員は、1節報酬であります。

3 項めは、人口減の中で住民サービスの充実を行っていくための職員体制の考えと、町費職員と会計年度任用職員の比率についてであります。

町費職員数につきましては、国の地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針に基づき平成18年3月に岩内町新行政改革大綱を策定し、適正な定員管理とするため事務事業や公共施設の管理運営の見直しなどに取り組んだことにより、平成18年4月1日の181人から令和3年4月1日では157人と24人減少しております。

この間、住民ニーズが多種多様化する中で、業務の実情に見合った職員の任用として臨時・非常勤職員などを活用し、町費職員数が減少する中においても、住民サービスの質が低下することのないよう取り組んできたところであります。

また、人口減少が進む現状においても、当面は、一定数の新規職員を採用する中で、人口規模に見合った職員数を確保し、現状の体制と比率を維持してまいります。

しかしながら、中長期的には、人口減少、とりわけ生産年齢人口の減少も加速し、新規採用者の確保が難しくなり、現状よりも少ない職員数で行政運営を担っていかなければならなくなるものと想定されます。

こうした状況下においては、町費職員は主に政策形成に特化した業務を、会計年度任用職員は窓口対応を中心とした業務に従事するという体制にならざるを得ないものと考えられ、そうした場合の比率は、町費職員が会計年度任用職員を下回ることもありえます。

こうした状況に対応するため、定年延長や再任用制度により経験豊富な人材を確保するとともに、行政サービスの一部委託や広域による共同サービスの提供、AIやRPAツールなどを活用した事務処理の効率化を図るスマート自治

体を推進し、町費職員数が減少する状況下においても、住民サービスを維持・充実するよう取り組んでまいりたいと考えております。

4項めは、経常収支比率の人件費比率についてであります。

経常収支比率は、町税や地方交付税などの経常的な一般財源が、どの程度経常経費に充てられているかを示すものであり、財政構造の硬直度を示す指標の1つとして用いられておりますが、本町における経常収支比率の人件費比率につきましては、直近の令和2年度決算では22%となっており、全道・全国平均と比較して低い数値となっております。

しかしながら、決算統計における経常収支比率については、決算額全体で80%以下が健全な財政という一般的な見方があるものの、人件費など、性質別経費区分ごとの適正範囲を示す基準が示されていないこと、加えて、類似団体との比較においても、職員の年齢構成やラスパイレス指数又は特定財源の有無等によって団体ごとの差が大きく生じることなどから、人件費比率が、どの程度が適当なのかを判断することは、難しいものと考えております。

## < 再 質 問 >

会計年度任用職員の賃金の支出科目は給料・報酬であるとのことですが、平成30年第2回定例会で地方公務員の非正規職員に関する制度改革についての私の質問では、物件費の科目であるが、今後国から支出科目の変更等の通知は届いていないが今後示されるとのことでした。

経常収支比率の人件費には含まれないとのことなので、人件費比率を考える場合、反映されていないということになります。

人口減の中で行政サービスのコスト削減は、働く者の賃金、労働条件の切り下げを不可避とされ、一方、最小の経費で最大の効果を、とうとう地方自治法の狭間の中で、地方自治体の悩みであろうと私は思います。

しかしながら、公務部門では任期の定めのない常勤職員が前提とされる中で、現状においては非正規職員が地方行政の担い手となっています。2020年から新制度では若干の待遇が良くなったものの、会計年度任用職員の場合、最長でも3年が雇用期間となっています。依然と非正規職員の比率が高くなっています。これは新たな官製ワーキングプアの固定化につながるのではないですか。また、今後人口減が進展する中でどのような職員体制を考えていくのかお伺いします。

**【答 弁】**

**町 長：**

1項目は、非正規職員の比率が高くなっているが、これは新たな官製ワーキングプアにつながるのではないかについてであります。

会計年度任用職員制度は、地方公共団体における行政需要の多様化に対応し、公務の能率的かつ適正な運営の推進と、臨時・非常勤職員に係る労働条件を整備するため、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により創設されたもので、一般職の非常勤職員を会計年度任用職員と位置づけ、その採用方法や任期等を明確にし、併せて処遇改善も実施したところであり、今後においても法律の改正に合わせ処遇の改善を図ってまいります。

2項目は、人口減が進展する中でどのような職員体制を考えているのかについてであります。

人口減少が進む現状においても、当面は、一定数の新規職員を採用する中で、人口規模に見合った職員数を確保し、現状の体制を維持するとともに、中長期的には、人口減少が進展する中、新規採用者の確保が難しくなり、現状よりも少ない職員数で行政運営を担っていかなければならなくなるものと想定されます。

こうしたことから、AIやRPAツールなどを活用し、事務処理の効率化をはかり町費職員数が減少する状況下においても、住民サービスを維持・充実するよう取り組んでまいりたいと考えております。

### 3 岩内町総合振興計画における「歴史・文化」の振興とは

2021年から2030年までの期間とした、岩内町の諸計画の中で最上位に位置づけられる岩内町総合振興計画が策定されました。

この計画では、岩内町の地域資源からまちの強みを抽出し、これを活用してまちづくりを進めることを意識し、民間の経営分析手法であるSWOT分析を行政版に修正し活用、とあります。

この分析で歴史・文化分野では内部環境として、まちの強みとして5項目あげております。逆に弱みとして、①歴史・文化の担い手の減少、②町史・年譜など発行に係る有識者の不足、③無形文化財の担い手不足、④有形文化財の保護、保全、⑤歴史・文化施設の冬期間の閉鎖、をあげています。

外部環境では、機会として地域の歴史文化を通じた郷土意識の高まり、脅威として歴史・文化の担い手の減少を挙げています。

そして、第2部基本構想、第2章目指すべきまちの姿のなかの歴史・文化の項目に、木田金次郎美術館を中心として活動する絵のまち、文化センターや郷土館を中心とした歴史・文化活動が活発なまち、寺社仏閣など歴史的建造物や伝統行事を守り、継承するまち、アスパラガス・野生ホップなど発祥の地としての歴史を活かすまち、無形・有形文化財を守り、継承するまち、をあげております。キーワードは、文化・芸術振興、歴史継承、歴史を活かす、日本文化、としております。

令和3年第4回定例会での私の質問に対し教育長答弁として、歴史文化基本構想の策定は考えていないとのことではありますが、岩内町総合振興計画の基本構想に目指すべきまちの姿として歴史・文化が明確化されています。

そこでお伺いします。

1. 岩内町総合振興計画において歴史・文化の分野の個別計画策定が必要とされているのではないですか。
2. 岩内町歴史文化基本構想を策定しないで、目指すべきまちの姿の歴史・文化をどのように実践していくのか。
3. 令和4年度町政執行方針に、観光振興対策、地域の強みである自然、歴史・文化、食など、魅力ある資源を組み合わせ、ストーリー性を持たせた観光を目指すとともに、新しい魅力と地域ブランド化により価値を創出する取り組みを推進、とあり、教育委員会主管での歴史文化基本構想を策定しない考えと町政執行方針とはどのような関連性を持っているのか。町長としても個別構想、計画は策定しないと考えているのか。

**【答 弁】**

**町 長：**

3項めは、教育委員会の歴史文化基本構想を策定しない考えと町政執行方針との関連性及び町長の考え方について、であります。

町政執行方針における観光振興対策の中で申し上げている歴史・文化については、観光ニーズが多様化し、その土地の風土や文化に触れる体験型観光が注目を集める中、本町が有する観光資源の一つとして、含翠園などニシン文化に象徴される数多くの歴史資源、絵の町岩内に象徴される文化資源、さらには、ホップ、アスパラガスなどの歴史的出来事など、そうした地域の強みを組み合わせ、ストーリー性を持たせて磨き上げていくことにより、ここに来なければ味わうことのできない訪問価値を創出していくことを、観光振興の基本的な考えとしているものであります。

町といたしましては、教育委員会において歴史・文化に特化した計画は考えていないものの、新たな生涯学習を推進する計画の中に盛り込むことも検討していると伺っておりますので、個別構想・計画の策定につきましては考えていないところであります。

**【答 弁】**  
**教 育 長 :**

1 項めの、岩内町総合振興計画における歴史・文化の分野の個別計画策定についてと、2 項めの、目指すべきまちの姿の歴史・文化の実践については関連がありますので、あわせてお答えいたします。

教育委員会といたしましては、歴史・文化の振興については、歴史・文化に特化した計画を策定することは、現時点では考えておりませんが、従前より策定している社会教育の指針である、岩内町社会教育中期計画が見直しの時期を迎えていることから、これまで計画を構成している社会教育、文化・スポーツ活動に歴史の要素を加え、計画を策定することとし、誰もが生涯学習活動を通じてつながりあい、共に学び、その成果を生かした地域づくりを行う生涯学習を推進する計画として新たに策定し、生涯学習の推進に向けて取り組んでまいります。

この計画が、岩内町総合振興計画における個別計画になるものと考えております。

また、生涯学習を推進する計画におきましては、地域の歴史文化の承継、創造に向けた取組を行い、歴史文化に親しみやすい場の創出をし、町の歴史文化に触れることでそれらの資源を活用した町づくりになるよう関係部署と連携を図ってまいります。

## < 再 質 問 >

岩内町総合振興計画では目的・解決すべき課題が明確になっているのに、歴史・文化の分野の個別計画・構想策定がないということは、羅針盤がないまま航海するようなものです。答弁では社会教育の指針である岩内町社会教育中期計画の見直しの時期であるので、そのなかで生涯学習を推進する計画が個別計画だとのこと。その中で地域の歴史文化の継承、創造に向けた取組を行い、歴史文化に親しみやすい場の創出をし、町の歴史文化に触れることでとあるが、この計画の策定メンバーはどのように考えているのか。一般公募はしないのか。策定期間はいつを計画しているのか。

多くの町民アンケートを実施し、幾度も検討を重ねて策定したせっかくの岩内町総合振興計画がただ作っただけの画餅に帰してはなりません。

答弁を求めます。



**【答 弁】**

**教 育 長：**

新たな計画の策定メンバー、一般公募、計画の策定期間についてであります。  
策定メンバーは、社会教育委員を中心に策定委員会を設置し、一般公募も行い、令和4年度中に策定してまいります。